



ガンバ大阪 ガールズサッカー学校 規約

第1条 (名称・所在地)

名称を「ガンバ大阪 ガールズサッカー学校」といい、本部を大阪府千里万博公園
3-3 株式会社ガンバ大阪内におく。

第2条 (目的)

当学校は、サッカーを通じ女子の精神ならびに健全な育成を計り、
ガンバ大阪としてサッカーの基本や専門性を指導することで、技術や知識を習得し、
一人一人にスポーツの喜びを伝え、夢と才能を育てながら、地域への貢献ひいては、
日本のサッカー界の発展に寄与することを目的に、サッカーの指導を行う。

第3条 (入会資格)

本人が当学校の趣旨に賛同される小学1年生～小学6年生(女子)を対象とする。

第4条 (開催日時)

当学校が、あらかじめ指定した曜日・時間に開催する。中止等については、別途運営
要領による。

第5条 (指導)

当学校が定めた指導方法により、個性に適したサッカーの指導を行う。

第6条 (入会手続き)

入会希望者は、入会申込書に必要な事項を記入し署名捺印の上、ガンバ大阪スクール事務
局に指定の方法で提出する。

第7条 (会費)

当学校の活動に関する会費は、別途運営要領による。尚、一旦支払われた
会費は返金しないものとする。

第8条 (開催場所)

当学校の指導場所は、別途運営要領による。

第9条 (スクール生の自己負担費用)

- (1) 参加にかかわる交通費等
- (2) 必要な個人用具(ウェア、運動靴、スパイク、GKグローブなど)

第10条 (更新)

同コース内での新学年への更新は、原則として自動更新とする。

第11条 (休会)

ケガもしくは、やむを得ない事由により、月初から月末まで1ヶ月以上休む場合
は、スクール生は前月末日までに、医師の診断書などを添えて、所定の休会届を
提出しなければならない。尚、休会期間は月単位とし、休会費は所定月会費の
半額とする。

第12条 (退会)

退会する場合は、退会月の前日末日までに事務局に申し出て、
所定の退会届を提出しなければならない。

第13条 (スクール生のモラル)

当スクール生は次のことを守らなければならない。

- (1) 当スクール内の秩序、コーチの指示
- (2) 明朗快活なスポーツウーマンとしての誇りとその態度

第14条 (除名)

当学校は、本規約に違反したりスクール生としてふさわしくないとガンバ大阪が判断
した者を退会させることができる。

第15条 (保険および事故の責任)

スクール生は、入会時にスポーツ傷害保険に加入する。当学校における事故につ
いては、当該スポーツ傷害保険補償範囲内でのみ補償する。

第16条 (免責)

当スクール内の秩序やコーチの指示に従わないで起きた、事故やトラブル・盗難につ
いて、当学校は一切責任を負わない。

第17条 (発効)

この規約は、2024年4月1日より発効する。